

2018.05.01

CSR・ERM トピックス <2018 年度第 2 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2018 年 3 月に公開された国内の CSR・ERM 等に関する主な動向をご紹介します。

<持続可能な調達>

○パナソニックがサステナブル・シーフードを社員食堂に導入

（参考情報：2018 年 3 月 2 日付 同社プレスリリース）

パナソニックは 3 月 2 日、MSC 認証*及び ASC 認証**を取得した持続可能な水産物（サステナブル・シーフード***）を、本社を含む 2 拠点の社員食堂で導入することを発表した。2020 年までに国内すべての社員食堂（最大約 10 万 5 千人）に提供される予定。

MSC 認証と ASC 認証は、WWF ジャパン（公益財団法人世界自然保護基金ジャパン）が唯一持続可能と公認しているもので、企業が社員食堂で継続的に提供するのは日本国内で初となる。同社はこの取り組みを通じて、SDGs（Sustainable Development Goals）の目標 14「海の豊かさを守ろう」等への貢献を図るとしている。社員食堂での提供を通じて社員にサステナブル・シーフードの理解を促進し、消費行動の変革を促すことにより、周囲への影響拡大を目指す。

同社は約 20 年に亘り、WWF ジャパンとの協業を通じて「海の豊かさを守る運動」を行っている。MSC/ASC 認証関連の取り組みとしては、2014 年から「南三陸における環境配慮型養殖業復興活動」の支援を開始し、2016 年 3 月に宮城県漁業組合志津川支所戸倉出張所の日本初の生産者 ASC 認証取得に貢献した。

* MSC 認証

減少傾向にある世界の水産資源の回復を目指し設立された、国際的な非営利団体である Marine Stewardship Council（海洋管理協議会）が、厳正な環境規格に適合した漁業で獲られた天然水産物に対して認証しているもの。持続可能で適切に管理されている漁業であることを認証する漁業認証と、加工・流通過程で認証水産物と非認証水産物が混じることを防ぐ CoC（Chain of Custody）認証の二種類からなる。

** ASC 認証

自然問題と社会・労働問題に配慮し、責任ある養殖を推進する目的として設立された国際的な非営利団体である Aquaculture Stewardship Council（水産養殖管理協議会）が、環境及び地域社会に負担をかけずに操業している養殖業に対して認証しているもの。MSC が天然水産資源を対象とするのに対し、ASC は養殖資源を対象としている。また、MSC 認証と同様に養殖場認証と CoC 認証の二種類からなる。

***サステナブル・シーフード

持続可能な生産（漁獲・養殖）に加え、加工・流通・販売過程における管理やトレーサビリティの確保について認証を取得しているシーフード。

<気候変動>

○環境省が「カーボンプライシング* のあり方に関する検討会」の取りまとめを公表

(参考情報：2018年3月15日付 同省 HP)

環境省は3月15日、「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」の取りまとめを公表した。

本検討会は、温室効果ガスの長期大幅削減と経済・社会的課題の同時解決に寄与する日本のカーボンプライシングについて検討する目的で設置された。取りまとめでは、有識者や経済界からの意見を聴取しつつ、議論を重ねた結果を整理し、今後の方向性を示している。

世界のビジネスが脱炭素社会に向け舵を切っているなか、取りまとめでは日本がその潮流に乗り遅れることを懸念している。現状、中国・韓国を含む世界42の国・25の地方政府が導入済または検討段階だが、実際の運用において、温室効果ガスの排出を削減しつつ経済成長する事例が出てきている。

こうした世界の動きに対し、パリ協定の方向性や、日本の直面している経済・社会的課題を踏まえると、日本において以下の3点を考慮したカーボンプライシングを設けるべきだとしている。

- ・長期大幅削減に向けたイノベーションの促進
- ・日本の経済・社会的課題との同時解決に貢献
- ・カーボンプライシング以外の施策とのポリシーミックス

そのうえで、今後の具体的な制度設計のシナリオを3つ掲げている。

カーボンプライシングの制度設計シナリオ

手法	対象と理念
炭素税の導入	炭素税の導入により社会全体に対して行動変容を促す
排出量取引＋炭素税の導入	排出量取引により多量排出事業者に対し確実な削減を求める。また、炭素税の導入により、行動変容を促す。
直接規制	長期大幅削減の達成に向け、部門ごとに強い強制力をもって確実な削減を目指す。

(『カーボンプライシングのあり方に関する検討会』の取りまとめ)を基に弊社が作成)

国内におけるカーボンプライシングの導入事例は2例(東京都・埼玉県)ある。東京都では2010年4月から、日本で初めての温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度を導入・運用しており、2015年度には開始時に比べ、対象事業所のCO₂排出量が26%削減、最終エネルギー量と都内総生産のデカップリング**に成功している。

同検討会では、カーボンプライシングは、脱炭素社会への移行をためらった場合のリスクを極小化する上で重要な役割を担っており、この導入により、「脱炭素市場」という新たな機会に挑戦できる環境が整備されるため、日本の持続的な成長につながる期待があると結論づけている。

* カーボンプライシング

単位あたりの温室効果ガス排出量に対して均一の価格を付ける手法のこと。これまでは無料で排出していた温室効果ガスの費用が「見える化」されることになる。具体的には、炭素税や排出量取引制度などが挙げられる。

** デカップリング

一般に、あるものと別のあるものが分離することを指す。連動していたものが連動しなくなるという現象に対して用いられる。

<情報セキュリティ>

○独立行政法人情報処理推進機構が IoT 製品・サービスの脆弱性に関する開発者対象の調査結果などを公表

(参考情報：2018 年 3 月 22 日付 同法人 HP)

独立行政法人情報処理推進機構（IPA）は 3 月 22 日、IoT*製品・サービスの開発者を対象にそれらの脆弱性に関する意識や対策の現状などを聞いた調査結果とそれに基づく対策の指南書等を公表した。IPA は、これらの中で「脆弱性へのトータルな対応はまだまだ進んでいない」と評価している。

公表されたのは「IoT 製品・サービス開発者におけるセキュリティ対策の現状と意識に関する報告書」および「IoT 製品・サービス脆弱性対応ガイド」。近年 IoT 製品が普及する一方、IoT 製品の脆弱性関連情報に関する IPA への届出**も増加している。この現状を踏まえ、IoT 製品開発における脆弱性対策の現状と課題等を明らかにすることを目的に、アンケート調査***を実施し、本報告書にとりまとめた。

本調査で浮き彫りになった主な点は以下のとおり。

1. 開発段階(①企画・設計②製造③検査)全体における全社統一のセキュリティ方針・基準が「ある」と回答した割合は 35.6%。開発時の各段階での具体的な手順・技術詳細の規則等の有無を問う質問では、「ある」と回答した割合は、いずれも 3 割を下回った。
2. 開発段階において脆弱性対策を考慮していると回答した割合は 68.3%。また「考慮」の内容として、ソフトウェアの更新機能を実装するとした回答は 57.9%にとどまり、特にセキュアプログラミングの適用（41.4%）とコーディング規約の利用（36.4%）の 2 つが低い。
3. サポート期間中に脆弱性が発見されたことがある割合は 26.3%。
4. 製品出荷後に脆弱性対策が不可能な場合は、「ない」（27.3%）が「ある」（13.7%）を上回った。脆弱性対策が不可能な場合があるとした理由は、「製品・サービスの機能が必要最低限であり、パッチ適用が困難」な割合が 42.9%と最多。
5. 脆弱性が発見された製品で、パッチリリース後 1 年以内の顧客側の適用率では、「パッチ適用率は把握していない」が 31.1%で最も多い。
6. サポート終了後に脆弱性が発見された場合の対応では、「最新の製品・サービスの利用を呼びかける」が 42.9%で最多。

本調査では、IoT 製品について脆弱性に起因する問題や製品回収事例に関する調査も併せて実施。「ポケットルーター」「車」「モバイルストレージ」「ブロードバンドルーター」「心臓ペースメーカー」の 5 つの製品種を対象に、問題・回収事例とその後のフォロー、メディアでの報道状況、企業経営に与えた影響などが調査項目となっている。

IPA はこうした調査結果を踏まえ、企業が実施すべき脆弱性対策のポイントを「IoT 製品・サービス脆弱性対応ガイド」にまとめた。本調査で明らかになった課題を解決し、経営者・管理者（開発者・提供者）を対象に、企業のセキュリティ対応を推進させて、安心安全な製品の提供がなされるようにすることが目的。主に「IoT に潜むリスク」、「IoT が攻撃されたら」、「IoT の脆弱性対策とは」、「IoT によくある課題と対応」、「IoT 製品・サービスの対策ポイント」などで構成される。

* IoT

Internet of Things の略。情報通信機器に限らず、あらゆる「モノ」がインターネットにつながる仕組み。センサーと通信機能をもつことで、相互に情報交換、自動制御や遠隔操作などが可能にある。ただ、インターネットを介することで、パソコンやスマートフォンなどと同様にセキュリティの確保が課題となっている。今回の「IoT 製品・サービス脆弱性対応ガイド」では、IoT 製品とは通信機能を有し、ネットワークに接続される製品全般を対象にしている。

** 脆弱性関連情報の届出

脆弱性関連情報の適切な流通および対策の促進を図り、インターネット利用者に対する被害を予防することを目的として、2004 年 7 月 7 日から経済産業省の告示に基づき策定された情報セキュリティ早期警戒パートナーシップガイドラインに則り運用されるもの。同省告示により、脆弱性関連情報の届出の受付機関を IPA、脆弱性関連情報に関して製品開発者への連絡および公表に係る調整機関を一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（JPCERT/CC）と指定。

*** 調査概要

2017 年 11 月～12 月に、国内 IoT 製品・サービス開発者(IoT 推進コンソーシアム法人会員のうち 1,500 社)を対象に実施（同一企業内で複数の製品・サービスを開発する 120 社には複数配布しており、対象件数 1740 件）。有効回答率は 11.7%（205 件）だった。

<施設リスク>

○総務省消防庁が「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を公表

（参考情報：2018 年 3 月 29 日付 同庁 HP）

総務省消防庁は 3 月 29 日、「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」（以下「本ガイドライン」とする。）を公表した。

現状、ホテルや旅館などの不特定多数が利用する施設は、消防法令で火災発生時の利用者への警報や避難指示のため、自動火災報知設備などの設置が義務付けられている。しかしながら、日本語音声のみの避難誘導が一般的で、外国人や社会的弱者に配慮した取り組みは十分でなかった。このため、本ガイドラインの策定は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に向け、火災や地震が発生した際の災害情報の伝達や屋外等への避難誘導に関する指針を示して、災害対応のより一層の強化を促すことを狙いとした。

本ガイドラインの概要は以下の通り。

対象	施設	多数の外国人や障害者等の利用が想定される駅・空港、競技場、旅館・ホテル等（施設の規模は限定されていない）
	災害	火災、地震
	施設の利用者	主に避難誘導等の際に配慮が必要な人（日本語を母語としない外国人、障害者、心身の機能に支障を有する高齢者） 【注】避難誘導等の際に特に配慮が必要な人（妊娠中や乳幼児連れの人など）の利用が想定される場合は、それらの利用者を想定した対策を講じる

主な取組推奨事項	☐ 災害情報や避難誘導に関する情報の多言語化・文字等による視覚化 ＜具体例＞
	 デジタルサイネージで多言語表示  多言語放送  デジタルサイネージで多言語表示  スマートフォンアプリで多言語表示
	☐ 施設利用者の様々な特性に応じた避難誘導（避難の際のサポート等） ・避難経路への視覚障害者誘導用ブロック、手すり等の設置など ☐ 外国人来訪者等に配慮した避難誘導等に関する従業員等への教育・訓練の実施 ・火災・地震発生時の避難誘導等における「やさしい日本語」の活用 ・外国人来訪者等に配慮した個別対応のための訓練の実施 など

（出典：本ガイドラインを基に弊社作成。イメージ図は本ガイドラインの別紙より抜粋）

＜ハラスメント＞

○厚生労働省が「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」報告書を公表

（参考情報：2018年3月30日付 同省HP）

厚生労働省の「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」は3月30日、検討結果をまとめた報告書を公表した。同検討会は2017年3月に策定された「働き方改革実行計画*」を受けて組織されたものであり、過去10回にわたり職場のパワーハラスメントの定義や実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について検討を行ってきた。

同報告書の主な内容は以下のとおり。今後は、同省の労働政策審議会において、同検討会で議論された対応案や、現場で労使が対応すべき職場のパワーハラスメントの内容・取り組む事項の明確化について、議論、検討が進められ、同省において所要の措置が講じられることが適当であると提言している。

1. 職場のパワーハラスメントの定義

同報告書では、以下の①～③までの要素のいずれも満たすものを職場のパワーハラスメントの概念として整理している。なお、整理にあたっては、「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議」（以下、円卓会議）のワーキング・グループで整理された職場のパワーハラスメントの概念のほか、職場のパワーハラスメントに関する実態調査や裁判例などを参考にしており、各要素に

当てはまる行為の例もあわせて示されている。

職場のパワーハラスメントの要素	
①優越的な関係に基づいて（優位性を背景に）行われること	
当該行為を受ける労働者が行為者に対して抵抗または拒絶することができない蓋然性が高い関係に基づいて行われることを指す。 《当てはまる主な例》	・職務上の地位が上位の者による行為 ・同僚または部下による行為で、当該行為を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの ・同僚または部下からの集団による行為で、これに抵抗または拒絶することが困難であるもの
②業務の適正な範囲を超えて行われること	
社会通念に照らし、当該行為が明らかに業務上の必要性がない、またはその態様が相当でないものであることを意味する。 《当てはまる主な例》	・業務上明らかに必要性のない行為 ・業務の目的を大きく逸脱した行為 ・業務を遂行するための手段として不適当な行為 ・当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える行為
③身体的もしくは精神的な苦痛を与えることまたは就業環境を害すること	
当該行為を受けた者が身体的もしくは精神的に圧力を加えられ負担と感ずること、または当該行為により当該行為を受けた者の職場環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等、当該労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生ずることを意味する。 なお本要素の判断においては、一定の客観性が求められるため、「平均的な労働者の感じ方」を基準とすることが考えられる。 《当てはまる主な例》	・暴力により傷害を負わせる行為 ・著しい暴言を吐く等により、人格を否定する行為 ・何度も大声で怒鳴る、厳しい叱責を執拗に繰り返す等により、恐怖を感じさせる行為 ・長期にわたる無視や能力に見合わない仕事の付与等により、就業意欲を低下させる行為

（同報告書を基に弊社にて作成）

なお、円卓会議のワーキング・グループの報告では、職場のパワーハラスメントに該当する行為の例として、暴行・傷害（身体的な攻撃）など、6つの行為類型を示している。同検討会においては、これらの行為類型のうち、前述した3つの要素をすべて満たすものについて、職場のパワーハラスメントに当たる行為として整理する案を提示しており、各行為類型において3つの要素を満たす（または満たさない）と考えられる行為の例を整理している。

2. 実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策

本検討会では、現状よりも実効性の高い取り組みを進めるため、以下の5つの対応方針について検討が行われた。

- ①行為者の刑事責任、民事責任を法律に規定
- ②事業主に対する損害賠償請求の根拠を法律に規定

③事業主に対する対応措置の義務化、違反時の行政機関による指導等について法律に規定

④ガイドラインによる、事業主による一定の対応措置の明示

⑤防止対策に対する社会機運の醸成

検討においては、③の事業主に対する対応措置の義務化を中心に検討することが望ましいという意見が多く見られた。しかし、パワーハラスメントに該当する行為に不明確さがある中で対応措置を義務化すると、上司による部下への指示・指導が躊躇されるなど、事業の円滑な運営が妨げられるなどの意見も示された。

一方、まずは上記④のとおり、事業主による一定の対応措置をガイドラインによって明示することにより、現状より進展した取り組みを推進することが望ましいという意見も示された。しかし、ガイドラインの明示のみにとどまった場合、行政等による強制力が弱く取り組みが進まない懸念があるとのデメリットも指摘されている。

* 働き方改革実行計画

安倍首相の私的諮問機関「働き方改革実現会議」により策定された実行計画。非正規雇用の処遇改善など9つの分野について、今後の対応の方向性と具体的な施策が示されている。

海外トピックス：2018年3月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<紛争鉱物>

ORMIがサプライチェーンの環境・社会リスク特定ツールを公表

(参考情報：2018年3月13日付 同組織 HP)

「Responsible Minerals Initiative (RMI)」(責任ある鉱物イニシアチブ) *は3月13日、サプライチェーンにおける鉱物に関する環境的・社会的リスクをセルフチェックするための新たなリスクアセスメントツール「Risk Readiness Assessment Platform」を公表した。

本ツールは、金、スズ、タングステン、タンタル(3TG)およびコバルトを対象として、RMIが設定する基準(Standard Comparison) **に基づき、企業がセルフチェックを行うことで自社の取り組みを評価できる。評価項目毎に設定された規範的なベンチマークに対して、自社の取り組み状況を「不足している(misses)」/「足りている(meets)」/「上回っている(exceeds)」の3段階で把握できる。

RMIは、今後、3TGおよびコバルトだけでなく、自動車や電子機器に頻繁に使用される17種の鉱物についても新たにリスク報告書を発行するとともに、45種の鉱物に関するリスクマトリクスも発表する予定としている。

* Responsible Minerals Initiative (RMI)

紛争鉱物に関する国際的な取り組みを主導している組織体。2008年に「責任ある企業同盟」(Responsible Business Alliance、前身は EICC) および電子・テクノロジー業界のサステナビリティ推進を目的とした「Global e-Sustainability Initiative」(GeSI) が設立した。世界360以上の企業や団体などが加盟し、日本から電機や自動車大手のほか一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)がメンバーとなっている。2018年4月には、GRIと紛争鉱物の報告分野での新たなパートナーシップを締結した。

** Standard Comparison

5つのカテゴリ(ガバナンス、労働環境、環境、コミュニティ、人権)に分かれており、合わせて31の評価項目を設定している。

<水リスク>

○ネスレ・ウォーターズ・ノースアメリカのカリフォルニア州2工場が国際的な水管理認証のAWS認証*を取得

(参考情報：2018年3月21日付 同社 HP)

ネスレ・ウォーターズ・ノースアメリカ(以下、NWN)は3月21日、カリフォルニア州のカバゾン工場およびロサンゼルス工場がAWS認証を取得したことを発表した。さらにカバゾン工場は、3段階あるレベルのうち2番目のゴールド認証となった。ゴールド以上の取得は、北アメリカの施設では初めてである。また、カリフォルニア州にはNWNの工場が5つあり(上記2工場に加え、サクラメント、リバモア、オンタリオ)、これで州内の同社全施設がAWS認証を取得することになる。

このような企業の取り組みの背景には、豪雨、洪水、干ばつ等の水に関する被害額が増大し、現在はもとより将来における事業リスクとなり得ることが認識され始めたことがある。事業活動における水リスクは、世界経済フォーラム(ダボス会議)のグローバルリスクレポート2018でも「発生の可能性が高く、事業への影響が大きい」リスクのひとつに位置づけられている。

さらに投資家からは、企業に対して水に関わるリスク情報の開示と戦略策定の要求が強まって

いる。たとえば CDP Water**では、主要なグローバル企業に対して水に関する質問書を毎年送付・回収しており、その分析結果は、投資家の投資判断にも利用されている。

* The AWS International Water Stewardship Standard 認証

水の大量使用者が、水利用の状況や操業が与えるインパクトの把握と、流域の状況を踏まえた持続可能な水管理ができる、全世界に適用可能なフレームワーク。流域の水問題について「持続可能な水バランス」「正常な水質」「水に関係する重要なエリアの健全性」「優れた水ガバナンス」の4つの観点でのベストプラクティスとなるような取り組みを認証する。

** CDP Water

国際環境 NGO の CDP が実施する水に関する情報開示のプログラム。2017 年時点で、世界 639 の金融機関、資産総額 69 兆ドルが署名。質問票により回収した上場企業の取り組み状況を公表するとともに、分析した結果を署名している機関投資家に提供している。

Q&A：CSR・ERM等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

「ESG」というキーワードが盛んにメディアで取り上げられ、投資家など企業・組織を取り巻くステークホルダーからの注目も高まって久しいですが、E・S・G それぞれにおける最近の動向について教えてください。

Answer

今号では、2017年3月～2018年3月の一年間で、本紙で取り上げた事例の中から、E（環境）・S（社会）・G（ガバナンス）それぞれの分野における特筆すべき動向に着目し、解説します。

< “E”（環境） >

公表日	気候変動に関する主な動き
2017年 3月	環境省、「長期低炭素ビジョン」を公表
2017年 6月	金融安定化理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が最終報告書を発表
2017年 10月	CDP、「社内炭素価格に関するレポート」を発表
2017年 11月	「COP23」が閉幕
2017年 12月	フランス・パリで「気候変動サミット」開催
2018年 3月	環境省、「カーボンプライシングのあり方に関する検討会」の取りまとめを公表

2017年度は、2016年のパリ協定発効を受け、世界規模で低炭素社会への移行に向けた機運が高まりました。「世界の平均気温上昇を2度未満に抑える」という共通目標に向け、日本では「2050年までに80%の温室効果ガス（GHG）の排出削減を目指す」としています。これを受けて環境省は、2017年3月に「長期炭素ビジョン」、2018年3月に「カーボンプライシングのあり方」に関する取りまとめを公表し、炭素税や排出量取引を活用したイノベーションの促進など、今後の政策の方向性を示しています。

国際的には、特にグローバル企業や投資家の気候変動への関心が高まっています。中でも2017年6月に発表された金融安定化理事会の気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終報告書は、企業と投資家との関係に大きな影響を与えています。気候変動が財務に与える影響を開示するために提言されたフレームワークは国際機関や機関投資家たちに急速に広まり、気候関連のリスク・影響評価のためのツールが開発されるなど、投資判断に活用されつつあります。実際、CDPが10月に公表した「社内炭素価格に関するレポート」によると、①多くの投資家が投資判断において炭素価格が組み込まれているかを重視していること、②国内外で社内炭素価格の導入が増加していること、の2点が報告されています。

2017年12月にフランス・パリで開催された「気候変動サミット」では、TCFDへの賛同企業が237社（時価総額6.3兆ドル）、金融機関150社（運用資産総額81.7兆ドル）に達したこと、225の投資家（運用資産総額26.3兆ドル）による気候変動イニシアチブClimate Action 100+を介したTCFD提言に沿った情報開示の推進、日本の河野外務大臣によるSBT（企業版2℃目標）登録数を

100 社にすることへの表明など、企業と関係の深い動きが多数見られました。

昨年 1 年間だけでも、気候変動をめぐる政府や投資家・企業の動きは急速に加速しています。さらに、昨年ドイツ・ボンで開催された「COP23」では各国の GHG 削減目標の上積み促す「タラノア対話」の実施が合意され、フランス・イギリス・インドなどは将来的なガソリン・ディーゼル車の販売停止を掲げています。これらの状況を踏まえると、気候変動をめぐる潮流は今後、企業の持続可能性に関わるテーマとしてさらに関心を集めると予想されるため、世界の動向を注視しつつ、市場変化への対応やカーボンプライシングの導入を見据えた取り組みが求められます。

< “S”（社会） >

CSR 調達に関する動向

時期	主な動き
2017 年 2 月	ファーストリテイリンググループが「サステナビリティポリシー」と「ユニクロの主要取引先工場リスト」を公開
2017 年 4 月	国際標準化機構が、ISO20400 を発行
2017 年 6 月	EICC が「責任ある労働のためのイニシアチブ」を設立
2017 年 10 月	英国内務省が英国現代奴隷法の実践ガイドの改訂版を公表

2017 年度は、「CSR 調達」に関する取り組みが一層加速した 1 年でした。

2017 年 2 月には、ファーストリテイリンググループが「サステナビリティポリシー」と「ユニクロの主要取引先工場リスト」を公開しました。サプライチェーンにおける人権・労働慣行のモニタリングを徹底することを宣言するとともに、企業において機密情報とされがちな自社の主要取引先工場 146 社の名称および所在地を公表しました。アパレル業界を中心に、サプライチェーンの管理強化や透明性の向上がますます求められている中で、一步踏み込んだ積極的な動きでした。

4 月には国際標準化機構が、持続可能な調達に関する初の国際規格である ISO20400 を発行しました。同規格は社会的責任に関する国際規格である ISO26000 の補完的規格であり、ISO26000 と同様、第三者認証を目的としないガイダンス規格として発行されました。組織の規模、場所、公的機関・民間組織の別を問わず、あらゆる組織に適用可能な規格であり、組織が調達方針、戦略、プロセスに持続可能性を統合するための手引きを提供するものです。同規格に定められた基本的な枠組みをもとに、今後企業・組織の CSR 調達対策の強化が加速していくことが見込まれます。

6 月には電子業界のサプライチェーンにおける CSR 活動を推進している EICC（Electronic Industry Citizenship Coalition）が、サプライチェーンにおける強制労働を撲滅することを目指した「責任ある労働のためのイニシアチブ（Responsible Labor Initiative）」を設立しました。EICC はこれまでも「EICC 行動基準」等をベースに、様々な形でサプライチェーンの CSR 課題解決のために先進的に取り組んでいましたが、この度策定されたイニシアチブは、電子部品製造業者に限らず、電子業界のサプライチェーンに係わる幅広い業種が参加可能なものとなっています。これまで EICC として培ってきたノウハウ等を他の業界にも広く共有し、活動の輪を広げることで強制労働問題の撲滅を目指しています。10 月には「英国現代奴隷法」の実践ガイドの改訂版が発表されました。2015 年に制定された同法は、英国内で事業活動を営む世界での売り上げが 3600 万ポンド（1 ポンド 150 円換算で 54 億円）を超える企業を対象に、自社のサプライチェーンにおいて奴隷労働と人身取引がないことを担保するために実施した取り組みについて、年次で声明を作成・公開することを求める法律です。この度公表された実践ガイドは、同法の実効性を高めるために企

業が実施すべき取り組みの進め方や、同法が対象とする奴隷労働の定義などをまとめたものであり、対象企業の取り組みの推進に寄与するものと考えられます。同法の遵守・実効性を高める声は NGO 等からも強く求められており、対象企業としては一層厳格に取り組む必要性も高まっています。また、サプライチェーンにおける人権問題の解決を法的に求めていく動きは、オーストラリア等でも見られ、今後グローバルに事業展開している日本企業にとって避けることのできない課題となるでしょう。

社会課題を解決するための取り組みは、過去には NGO による問題の指摘や不買運動などのネガティブキャンペーンに端を発し企業や業界団体が対策を講じる、という“受け身”のものが多く見受けられましたが、昨今は 2015 年の国連サミットで採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」に基づく能動的・積極的な取り組みが増えています。SDGs は持続可能な世界を作り上げるために、2030 年までに国連加盟の 193 か国が達成すべき 17 の目標を示したものです。最近では、SDGs の 17 の目標を達成するために、自社が発揮できる強みは何か、克服すべき弱みは何か、を分析し社会課題の解決に貢献しようとする企業が増えています。このような取り組みは、企業価値を高めることにつながる一方で、取り組まないことは逆に企業価値の毀損につながりかねないものとなっています。

日本企業もグローバルでのサプライチェーンマネジメントの強化を通じ、グローバルでの社会課題の解決のために対応していくことが、今後ますます求められていくものと考えられます。

< “G”（ガバナンス） >

公表日	コーポレート・ガバナンスに関する主な動き
2017 年 3 月	『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）』の公表
2017 年 5 月	『価値協創のための統合的開示・ガイダンス』の公表
2017 年 5 月	『日本版スチュワードシップ・コード「責任ある機関投資家の諸原則」』の改定
2017 年 10 月	『伊藤レポート 2.0』の公表
2017 年 12 月	『コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会・第 2 期』の立ち上げ
2018 年 3 月	『企業統治指針（コーポレート・ガバナンス・コード）』改訂案の公表 『投資家と企業の対話ガイドライン』案の公表 『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』案の公表

2017 年度は、「コーポレート・ガバナンス」に関して、政府などが志向する「あるべき姿」を示した指針が多角的に整備・更新されました。

政府の志向の全体像は、経済産業省が 2017 年 5 月に公表した『価値協創のための統合的開示・ガイダンス』で象徴的に示されています。それによると、企業の持続的成長と中長期的な企業価値向上を目的に近年進められてきた一連の「コーポレート・ガバナンス改革」の主眼を「経営判断を支える意思決定の仕組みや規律、企業と投資家の対話の質を高めること」と定義。それを踏まえ、企業・投資家間の情報開示・対話を通じた理解の深耕と「価値協創」に向けて、経営者には経営情報の開示を促進する一方、投資家には企業価値の持続的向上に資する投資行動の指針をガイダンスで示しました。

上述のコーポレート・ガバナンスの主眼のうち、経営判断を支える意思決定の仕組みや規律に関しては、経済産業省が3月に公表した『コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針（CGS ガイドライン）』で、企業が検討・取り組むべき具体的事項を提示しました。取締役会や社外取締役の監督機能強化などの「仕組み」と、経営陣のスキル・能力や優秀な人材の登用といった「人」の観点での提言で構成されています。

このCGSガイドラインは、2015年に公表された「企業統治指針（コーポレートガバナンス・コード）」を補完する位置づけです。金融庁と東京証券取引所は2018年3月、その大元のコーポレート・ガバナンス・コードの改定案を公表しました。改定案は、日本企業の競争力増強を目的に、経営の一層の透明性向上を志向しています。取締役の選任・解任の各手続きに客観性を義務づける一方、社外取締役の増員などが盛り込まれました。同指針は、パブリックコメントを経て、株主総会集中時期に間に合わせるため同年5月に改定の見込みです。

一方、株主・投資家に対しても企業の中長期的な成長への貢献が強く求められるようになってきました。その具体的な形が、金融庁が2017年5月に公表した日本版スチュワードシップ・コード「責任ある機関投資家の諸原則」の改定です。これは主に機関投資家の行動規範です。改定版は、投資家が企業との対話を深め投資行動の透明性を高めることを主な目的に、議決権行使結果の個別開示などを求めました。また、金融庁などは、上述の企業統治指針の改定と同時に、『投資家と企業の対話ガイドライン』の原案を公表。投資家・企業間の対話において取り上げるべき具体的事項を提示し、その促進を図る姿勢を示しました。

さらに、コーポレート・ガバナンスの主要な目的の一つである不祥事防止に関して、東京・大阪両証券取引所などを傘下に持つ日本取引所自主規制法人が2018年3月、『上場会社における不祥事予防のプリンシプル』の原案を公表しました。上場企業が自社の実情に即して効果的に不祥事防止策を講じる際の指針を念頭に6つの原則を示し、それぞれに詳細な補足と不祥事につながった事例を盛り込んでいます。同法人が2016年2月に策定した「不祥事対応のプリンシプル」では、不祥事発生後の対応を対象としていたのに対して、今回はタイトル通り「予防」を主眼としています。

この1年で整備されたコーポレート・ガバナンスに関する指針などは、企業にとって事実上の要求項目といえます。今後も、会社法改正を含め、同テーマに関する制度・ルール of 改定・強化の動きが予想されます。これらの環境変化に適合しつつ、実効性のある組織体制や人員配置、情報・ノウハウの蓄積・共有などの対応が求められます。

最後に

ESG に対するステークホルダーからの注目・期待が高まっている昨今、企業が様々なリスクの統合的な管理（ERM）により企業価値の向上や持続的な成長を実現し、企業の社会的責任（CSR）を果たすことが不可欠です。「CSR・ERM トピックス」では、今後も CSR・ERM に関連する国内・海外の有益な情報や視点をお届けしますので、ご愛読の程よろしくお願いいたします。

以上

MS & AD インターリスク総研株式会社は、MS & AD インシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & AD インターリスク総研 Risk Management 第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<http://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下の通りです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応
- ◆ 製品安全・食品安全

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・ リスクマネジメント体制構築
 - ・ 企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）
- ◆ 情報漏洩リスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業の CSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & AD インターリスク総研 2018